

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件 七五
- 保安林の指定を解除する予定である件 七五
- 道路の供用を開始する件 七四
- 特定非営利活動法人の設立の認証 七六
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件 七五
- 落札者を決定した件 七五
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 七五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 七五
- 福島県選挙管理委員会 七五
- 漁業法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 七六

告 示

福島県告示第八百六十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五條第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

- 同 相馬市尾浜字二合田百八十八番地
- 同 市尾浜字二合田二百七番地
- 同 市蒲庭字狩野百二十六番地の一

- 佐藤 康徳
- 立谷 寛治
- 狩野 一美

2 加入区の名称

相馬加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

相馬双葉漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十年十二月二十四日から平成二十一年一月七日まで

2 縦覧の場所

相馬市尾浜字追川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第八百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年十二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡大熊町大字野上字姥神八の九、一〇の二、一一の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(治山対策課)

福島県告示第八百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道原町浪江線	南相馬市原町区本町一丁目八九番一地先から	平成二〇年十二月二十四日
同	市原町区本町一丁目七八番地先まで	

(道路計画課)

公 告

公告第六百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年十二月十二日
- 二 名称
特定非営利活動法人スポーツクラブバンビィ
- 三 代表者の氏名
二瓶 博光
- 四 主たる事務所の所在地
福島県河沼郡会津坂下町字石田甲六百五十番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の子どもから高齢者までスポーツに関わる活動を通じて、スポーツ文化の振興及びスポーツの普及・人材育成に関する事業を行い、会津坂下町におけるスポーツによる明るいまちづくり、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第六百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成二十年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
有限会社 有馬	いわき市三和町渡戸字宿頭六二一	有限会社 有馬	いわき市三和町渡戸字宿頭一一九	平成二〇年十一月二八日	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

公告第649号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける農林水産試験研究機関管理運営事業廃棄物処理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の1第1項の規定により公告する。

平成20年12月24日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る特定役務の件名及び数量
農林水産試験研究機関管理運営事業廃棄物処理業務（第08—995—0001）一式
- 2 契約に係る事務を担当する課の名称及び所在地
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成20年12月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 無害化处理業務 株式会社クレハ環境 福島県いわき市錦町四反田30番地
(2) 収集運搬業務 株式会社クレハ環境 福島県いわき市錦町四反田30番地
- 5 落札金額
(1) 無害化处理業務 84,735,000円
(2) 収集運搬業務 3,150,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成20年10月24日

(農林総務課)

公告第六百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により、八幡地区に係る県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の工事は、平成十六年十二月十五日完了したので公告する。

平成二十年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

(障がい福祉課)

公告第六百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

東根堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 金子徳之介

同 八巻 一夫

同 穴戸 二郎

同 伊東 茂

同 笠原 達男

同 佐藤 常夫

同 清野 一

同 長谷川康夫

同 佐藤 善作

同 鈴木 幹夫

同 佐藤 利美

同 村上 眞

同 西戸 宇一

同 斎藤 幸雄

就任した役員

役別 氏名

理事 金子徳之介

同 羽田 良一

同 高橋 徳次

同 石川 正一

同 笠原 達男

同 佐藤 常夫

同 清野 公治

同 長谷川康夫

同 佐藤 善作

同 鈴木 幹夫

同 村上 眞

同 西戸 宇一

同 畑 重雄

住所

伊達市保原町字旭町九一番地

福島市小倉寺字膝附七番地

同 市岡島字前畑三一番地

伊達市箱崎字南西道五番地

同 市保原町字一二丁目三四番地一

同 市保原町字磐前通一九番地一

同 市保原町柱田字武士沢三一一番地

同 市保原町大泉字大塚七九番地一

同 市保原町二井田字東畑五七番地

同 市梁川町細谷字浅間下八一一番地

同 市梁川町新田字鈴竹一二六番地

福島市岡部字姥畑五番地

伊達市保原町富沢字筑内四〇番地

同 市保原町金原田字高野一〇番地

住所

伊達市保原町字旭町九一番地

福島市渡利字渡利町三四番地

同 市岡島字宮沢一八番地

伊達市箱崎字北西道二四番地

同 市保原町字一二丁目三四番地一

同 市保原町字磐前通一九番地一

同 市保原町柱田字武士沢二五番地

同 市保原町大泉字大塚七九番地一

同 市保原町二井田字東畑五七番地

同 市梁川町細谷字浅間下八一一番地

福島市岡部字姥畑五番地

伊達市保原町富沢字筑内四〇番地

同 市保原町金原田字北原二〇番地

同 齋藤 安治 同 市梁川町新田字小松林九八番地三

（農村計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、平成二十年十二月五日現在において、次のとおりである。

平成二十年十二月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

選挙権を有する者の総数の三分の一の数 七八八